

平成 25 年 5 月 27 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

定期預金規定等への「暴力団排除条項」の導入について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断のための取組みの一環として、平成 22 年 5 月 20 日より、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等に「暴力団排除条項」を導入しております。また、当座勘定規定については、反社会的勢力の排除をより適切にかつ有効に行えるよう、平成 24 年 3 月より「暴力団排除条項」を実態に即した規定に改定し適用させていただいております。

このたび、平成 25 年 5 月 20 日より、普通預金等に導入しております「暴力団排除条項」についても改定するとともに、定期預金規定等に新たに「暴力団排除条項」を導入することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 内容

(1) 暴力団排除条項を改定する規定	①普通預金規定、決済用普通預金規定 ②総合口座規定、決済用総合口座規定 ③引出式簡易金庫・貸金庫規定、封緘保護預り規定
(2) 暴力団排除条項を導入する規定	①貯蓄預金規定 ④積立型定期預金規定 ②通知預金規定 ⑤財産形成預金規定 ③定期預金規定 ⑥定期積金規定

(3) 改定後の規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまに対しましても適用させていただきます。

(4) 新規取引をお申込みいただくお客さまには、お申込の際に「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をしていただきます。



2. 改定後の暴力団排除条項の内容

お客さまが次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、取引を停止または解約することができる旨を定めた条項です。

- (1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為

3. 「反社会的勢力ではないことの表明・確約」について

- (1) お客さまが、上記2（2）に現在および将来にわたって該当しないこと、もしくは、上記2（3）の該当する行為を行わないことを表明し確約いただくことです。
- (2) 本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。





4. お客様へのお願い

弊行では、今後も反社会的勢力との関係遮断に積極的に取り組んでまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

5. 実施日

平成25年5月27日（月）

以 上

【本件に関するお問合せ先】

事務部 担当：奥山

023-631-0001（代）

